

あとがき

兵庫県立大学 名誉教授 野津 隆志

本年度の研究紀要第二十七輯は、現代社会が抱える人権課題に深く切り込んだ2本の論文、一本の実践ノートと令和6年度「ひょうご人権シンポジウム」の報告を掲載しました。これらの論考と報告は、いずれも今日的な人権課題について貴重な知見や強いメッセージを発しています。以下で順に紹介します。

松原洋子先生論文「〈不良な子孫〉の出生防止」と人権侵害—優生保護法の教訓は、2024年7月に最高裁大法廷で違憲判決が下された優生保護法を「戦後最大規模の重大な人権侵害」と捉え、同法がもたらした深刻な人権侵害の実態を紹介しています。遺伝性疾患や障害を持つ人々に対し、「不良な子孫の出生防止」という目的のもと、約8万4千件にも及ぶ強制的な不妊手術や中絶が行われたという、許さざる過去の事実之光を当てています。

論文が強く訴えるのは、優生思想が「より健康に、より賢く」「社会に迷惑をかけない」といった、一見すると「善意」と受け取られがちな思想と表裏一体であるという認識の重要性です。戦後、障害を持つ人々の生存権や尊厳が踏みにじられたこと背景には我々が当たり前として顧みなかった「善意」があります。この痛ましい歴史を、単なる過去の出来事ではなく、現在にも通じる重大な人権問題として認識することが重要であると訴えています。

戒能民江先生論文 女性支援新法制定・施行の意義と課題—女性支援を身近なものには、2024年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）について、その制定の背景、旧来の「旧婦人保護事業」からの変革、そして法がめざす基本理念と現状における課題を詳細に論じています。同新法は支援対象を、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性」などの事情により、日常生活や社会生活で困難に直面する（またはそのおそれのある）多様な困難を抱える女性です。

論文は、新法が「女性の人権」のために新しく制定された法律であるにもかかわらず、施行から2年目を迎えた現在も、多くの自治体で依然として消極的な対応に留まっている現状を大きな問題と指摘します。特に行政が民間団体と「協働」し、当事者の意思を尊重した「当事者中心主義の支援」を徹底することが喫緊の課題であると力説しています。

そらにじひめじ だいすけ氏 実践ノート「unjudge someone」～誰もジャッジしない居場所づくりの実践報告～は、多様な社会的マイノリティの「居場所：そらにじひめじ」を運営する立場から、「そらにじひめじ」が果たす重要な役割を紹介しています。特に、性的マイノリティの集まる場だけでは対応しきれない、精神的な不調や生活の厳しさといった複数の困難を同時に抱え、既存の支援から取り残されてしまいがちな多様な人々が、孤立しないための居場所として「そらにじひめじ」の意義を強調しています。

だいすけ氏が最も伝えたいのは、「unjudge someone（誰もジャッジしない）」という居場所の理念です。そこでは、利用者の背景をあえて深く尋ねず、ただ「そこにいること」が肯定されるという、評価や決めつけをしない関係性を重視しています。そして、このような居場所を「続けること」の意義が、特に社会資源が限られる地方都市において極めて重要であると主張しています。

令和6年度ひょうご人権シンポジウム「多様化する社会をどう生きるか」報告は、令和5年度の県民意識調査で関心の高かった「インターネットによる人権侵害」と「子どもの人権」をテーマに開催されたシンポジウムの概要です。子どもたちが直面する家庭環境の問題、ネットいじめの匿名による深刻な被害、学校における人権教育の課題など、多角的な視点から現代の子どもを取り巻く複雑な状況を学ぶ機会となったことが報告されています。

上述のように人権への取り組みは、過去を学び、法制度を改善し、私たち自身の日常の意識と行動を変革していくプロセスです。この紀要が、人権を巡る議論を深め、誰もがその人らしく生きられる、より公平で包摂的な社会の実現に向けた一助となることを願います。